

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第53条の2（定期の健康診断）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるものの長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

2 保健所長は、事業者（国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。）の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第1項の健康診断の対象者以外の者であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあっては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

4 第1項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第53条の9の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。

5 第1項及び第3項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

第53条の7（通報又は報告）

健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第53条の2第4項の規定により同条第1項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行った場合について準用する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）

第 11 条（施設）

法第 53 条の 2 第 1 項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

- 一 刑事施設
- 二 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設

第 12 条（定期の健康診断の対象者、定期及び回数）

法第 53 条の 2 第 1 項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度
- 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が 1 年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度
- 三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 20 歳に達する日の属する年度以降において毎年度
- 四 前条第二号に掲げる施設に入所している者 65 歳に達する日の属する年度以降において毎年度

2 法第 53 条の 2 第 3 項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第 53 条の 2 第 1 項の健康診断の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。） 65 歳に達する日の属する年度以降において毎年度
- 二 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者 市町村が定める定期

3 法第 53 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。

- 一 第 1 項各号及び前項第一号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において 1 回
- 二 前項第二号の定期の健康診断にあつては、市町村が定める定期において市町村が定める回数

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

第 2 条（定義）

この法律において「社会福祉事業」とは、第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第 1 種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生

計困難者に対して助葬を行う事業

二 (略)

三 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

五 (削除)

六 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人保護施設を経営する事業

七 (略)

### 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）

#### 第 27 条の 2（健康診断の方法）

法第 9 章の規定によって行うべき健康診断の方法は、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

2 前項の規定は、法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定によって行うべき結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。

#### 第 27 条の 5（健康診断の通報又は報告）

定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第 53 条の 2 の規定によって行った定期の健康診断及び法第 53 条の 4 の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日までに、法第 53 条の 7 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

- 一 事業者の行う事業、学校若しくは施設の所在地及び名称又は市町村若しくは都道府県の名称
- 二 実施の年月
- 三 方法別の受診者数
- 四 発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者の数

2 健康診断実施者は、法第 53 条の 5 の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日までに、法第 53 条の 7 第 1 項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

3 第 1 項の規定は、保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長が法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定によって行った結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。